第三十七条の二十七の十九第三項第一号中「放送衛星局の」を「衛星基幹放送局の」に、「狭帯域放送衛星局」を「狭帯域衛星基幹放送局」に、「同令第三十九条第二項」を「デジタル放送の標準方式第七十条第二項」に改め、同項第二号中「放送衛星局の」を「衛星基幹放送局の」に、「広帯域衛星基幹放送局」に、「同令第三十一条第三項」を「デジタル放送の標準方式第五十二条第三項」に改め、同項第三号中「放送衛星局の」を「衛星基幹放送局の」に、「高度狭帯域衛星基幹放送局」に、「同令第四十八条第二項」を「デジタル放送の標準方式第七十九条第二項」に改め、同項第四号中「放送衛星局の」を「衛星基幹放送局の」に、「高度広帯域衛星局」を「高度広帯域衛星基幹放送局」に、「同令第三十五条の四第三項」を「デジタル放送の標準方式第五十九条第三項」に改め、同条第四項中「放送衛星局と通信を行う地球局の搬送波」を「衛星基幹放送局と通信を行う地球局の搬送波」に改め、同項第一号中「狭帯域放送衛星局」を「狭帯域衛星基幹放送局」に、「広帯域衛星基幹放送局」を「広帯域衛星基幹放送局」に改め、同項第二号中「高度狭帯域放送衛星局」を「高度狭帯域衛星基幹放送局」に改め、同項第三号中「高度広帯域放送衛星局」を「高度広帯域衛星基幹放送局」に改め、同条第五項中「放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置に」を「衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置に」に改め、同項第一号中「狭帯域放送衛星局」を「狭帯域衛星基幹放送局」に改め、同項第二号中「広帯域放送衛星局」を「広帯域衛星基幹放送局」に改め、同項第三号中「高度狭帯域放送衛星局」を「高度狭帯域衛星基幹放送局」に改め、同項第四号中「高度広帯域放送衛星局」を「高度広帯域衛星基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の二十第一項中「狭帯域放送衛星局」を「狭帯域衛星基幹放送局」に、「高度狭帯域放送衛星局」を「高度狭帯域衛星基幹放送局」に改め、同条第二項中「広帯域放送衛星局」を「広帯域衛星基幹放送局」に、「高度広帯域放送衛星局」を「高度広帯域衛星基幹放送局」に改める。

第四十九条の五第二号ロ中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第五十五条、第五十六条第一項及び第五十八条中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

別表第一号第二項から第五項までの規定中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表第六項第五号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、「（衛星補助放送を除く。）」を削り、同表第七項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表第八項第八号を削り、同表注7中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表注21中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同注(1)中「（衛星補助放送を除く。）」を削り、同注⑸中「第３章の２第１節」を「第４章第１節」に改め、同注(6)中「第３章の２第２節」を「第４章第２節」に、「第22条の12第１項」を「第35条第１項」に改め、同注(7)中「第３章の２第１節」を「第４章第１節」に、「第３章の２第２節」を「第４章第２節」に改め、同表注49中「（放送法第２条の２第２項第２号に規定する放送対象地域をいう。）」を削り、「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表注51中「（放送法第２条の２第２項第２号に規定する放送対象地域をいう。）」を削り、「放送局」を「地上基幹放送局」に、「第３章の２第１節」を「第４章第１節」に改める。

別表第二号第１の表中

「

Ａ３Ｅ	８kHz	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	15kHz	放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
	６kHz	前２項のいずれにも該当しない無線局の無線設備（航空機用救命無線機を除く。）
｛Ｃ３Ｆ Ｆ３Ｅ	６MHz	標準テレビジョン放送を行う放送局の無線設備
Ｄ８Ｅ	15kHz	放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
Ｃ９Ｗ	６MHz	放送局の無線設備

」を

「

Ａ３Ｅ	８kHz	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	15kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
	６kHz	前２項のいずれにも該当しない無線局の無線設備（航空機用救命無線機を除く。）
｛Ｃ３Ｆ Ｆ３Ｅ	６MHz	標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備
Ｄ８Ｅ	15kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
Ｃ９Ｗ	６MHz	地上基幹放送局の無線設備

」に、

「

Ｆ２Ａ Ｆ２Ｂ Ｆ２Ｄ Ｆ２Ｎ Ｆ２Ｘ	8.5kHz	１　335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	16kHz	１　54MHzを超え70MHz以下又は142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 ３　1,212MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	200kHz	放送局の無線設備
	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	６MHz	1,673MHz、1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	３kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局の無線設備

」を

「

Ｆ２Ａ Ｆ２Ｂ Ｆ２Ｄ Ｆ２Ｎ Ｆ２Ｘ	8.5kHz	１　335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	16kHz	１　54MHzを超え70MHz以下又は142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 ２　903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 ３　1,212MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	200kHz	地上基幹放送局の無線設備
	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	６MHz	1,673MHz、1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	３kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局の無線設備

」に、